

沖縄県子育て支援員研修実施要領

(目的)

第1条 子育て支援員研修(以下「本研修」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業において、従事することを希望する者に対し、必要な研修を実施することにより、子育て支援員を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本研修の実施主体は、県及び市町村とする。

(研修内容)

第3条 研修内容は「子育て支援員研修事業実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に定めるものとする。

2 市町村実施分については、見学実習を基本とし、各市町村において追加的な内容を実施することは差し支えない。

(研修の対象者)

第4条 本研修の対象者は、沖縄県内に在住または在勤の方で、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の職務等に従事を希望する者及び現に従事する者とする。

ただし、フォローアップ・現任研修については、これまでに子育て支援員研修を修了した者で、子育て支援分野の職務等に現に従事する者に限る。

2 市町村は、特に必要と認める場合には、第1項に定める者以外の者の参加を認めることができる。

(申込み)

第5条 本研修の申込み窓口は、原則として研修を希望する者の住所地及び勤務する施設が所在する市町村保育担当課とする。

2 市町村保育担当課は、申込者数及び申込者名を別紙により県に報告するものとする。

(受講者の決定)

第6条 市町村の参加希望者が定員を超える場合には、県は、各市町村の受講者の調整を行う。

(研修の受講)

第7条 市町村から受講決定通知を受けた者は、研修会場に受講決定通知書を持参し、研修の受講証明等所要の記載を受けなければならない。

(研修の費用)

第8条 研修に係る費用は、県及び市町村の負担とする。ただし、県実施分に係る教材費は、研修参加者が負担するものとし、委託事業者において実費を徴収するものとする。

る。

(修了証の交付)

第9条 各市町村は、市町村実施分の研修修了者名簿を県に提出するものとする。

2 県は、研修の全科目を修了した者に対して修了証書を交付するものとする。また、研修の一部のみを修了した者に対しては、一部科目修了証書を交付するものとする。

3 受講者への修了書の送付は、各市町村が行うものとする。

4 県は、研修修了者の名簿を適切に管理するものとする。

(市町村実施要領)

第10条 各市町村は、本研修の実施に必要な規程を別途定めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのないことは、実施要綱に基づき実施することとする。

2 県は、自然災害等の特別な事情により、この要領の定めるとおり研修を実施することが困難であると判断した場合には、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。